

令和7年度

集団指導資料

【施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス編】

令和8年3月

岡山県子ども・福祉部指導監査課

目次

○	お知らせ	3
I	報酬に関する事項（総則）	5
II	令和8年度報酬改定	32
III	運営指導における主な指導事項等	36
	1 はじめに	36
	2 主な指摘事項	37
	（1）一般原則に関する事	37
	（2）人員基準に関する事	38
	（3）運営基準に関する事	39
	（4）報酬に係る算定基準に関する事	53
	（5）その他	61
IV	障害者の意思決定支援について	62

○共同生活援助（グループホーム）の基準

共同生活援助の立地について基準を明確化します。

※これまでも新規認定の基準として運用してきましたが、あらためて県HP等で周知します。

【一部抜粋】

- (1) 共同生活住居は、入所施設又は病院と同一敷地内に設置しないこと。
- (2) 共同生活住居と日中活動サービス事業所は、原則として同一敷地内に設置しないこと。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限り、同一敷地内への設置をすることができる。なお、同一敷地とは、単に敷地が同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、一体的に利用可能な一団の土地をいう。
 - ① 共同生活援助の利用条件として、併設する日中活動サービス事業所利用者に限定しないこと。また、併設する日中活動サービス事業所の利用条件として、当該共同生活援助利用者に限定しないこと。
 - ② 管理・運営面において、日中活動サービス事業所からの独立性が確保されていること。
 - ③ 共同生活住居と日中活動サービス事業所が、それぞれ外部と直接出入りが可能な専用の入り口を別に設けていること。
 - ④ 原則として共同生活援助の利用者と日中活動サービス事業所の利用者が建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。
 - ⑤ 指定基準上必要な設備（風呂、トイレ等）を共用しないこと。
 - ⑥ 地域住民との交流や町内会活動への参加など利用者のさらなる地域移行の促進に努めること。また、その取組が確認できるよう事業所において記録を保管すること。
 - ⑦ 利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活が共同生活住居及び併設する日中活動事業所のみで完結するような生活とならないように配慮すること。

○入所施設（共同生活援助、障害者入所支援）の預り金

預り金について基準を明確化します。

※これまでも指導基準として運用してきましたが、あらためて県HP等で周知します。

【一部抜粋】

1 預り金についての基本的な考え方

自己管理、家族管理が可能な者についてまで一律に施設・事業所が金銭管理することは認められません。

利用者から通帳、現金等を預かる場合は、預り金の会計は他の会計と区分し、利用者から信頼される方法で、適切な管理及び出納事務を責任もって行う必要があります。

2 預り金の適正な管理

預り金の管理を行う場合は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 預り金の管理規程を定めること。
- (2) 預り金に関する責任者を置くこと。
- (4) 利用者が事業所において金銭等の管理を希望するときは、預り金等の「管理依頼書」を提出させること。
- (5) 通帳、印鑑、現金等を受け取った時は、都度「預り書」を交付すること。
- (6) 通帳と印鑑の管理は、それぞれ別の者が行い、それぞれ別に鍵のかかる場所に保管すること。

預り金の管理費を徴収する場合は、この基準に加えて、

平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知を遵守する必要があります。

I 報酬に関する事項（総則）

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス・基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額（基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護は、8.5円を乗じて得た額）に事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護は、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 県内の地域区分は、岡山市が「七級地」、岡山市以外は「その他」。その他地域で乗じる割合は1000/1000

報酬の額 = サービスの単位数 × 10円（（基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護は8.5円）
× 地域区分（その他の地域は1000/1000）

○加算の届出と算定期期

■ 算定される単位数が**増える**加算の届出

利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**毎月15日以前に届出をした場合には翌月から、16日以降にした場合には翌々月から**、算定を開始する。

※書類が不足している場合は、希望した日から加算ができません。あらかじめ県民局に確認する等余裕を持って届出をしてください。

※県は、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いします。

■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算

前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の加算単位数が決まる加算は、4月から算定される単位数が増える場合であっても、4月15日までに届出を行うことが可能。

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知を図ること。

■ 算定される単位数が減る届出

加算の要件を満たさなくなることが明らかの場合、減算が適用になる場合は、速やかにその旨を届け出ること。

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない。

届出を行わず、当該加算の請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）は返還が必要になる。なお、悪質な場合には行政処分（指定取消処分等）を行う。

後日、届出時点において加算の要件に合致していないことが判明した場合

■ 当該加算等に関して受領していた介護給付費等は、不当利得になるので返還すること。

■ 事後調査等により、届出時点において加算の要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善されない場合は、当該届出は無効となる。

■ 不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、悪質な場合には行政処分（指定取消処分等）を行う。

利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 過去分の介護給付費等を返還する必要がある指定障害福祉サービス事業所等は、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。
- 返還に当たっては、利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等は、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。
例) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して居宅介護の家事援助（掃除等）を行うことはできず（居宅介護の家事援助は、安否確認、健康チェック等も併せて行うものであるため）、居宅介護の報酬も算定できない。日中活動サービスを受けていない時間帯は居宅介護の報酬を算定できる。
- 日中活動サービスの報酬は、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（指定宿泊型自立訓練を算定した場合を除く。）

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間は、下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、適切なアセスメントを行うことを通じて、利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要なサービス提供時間を確保すること。
- 標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要がある。
- サービスの提供開始の前に、利用者に対し、標準的なサービス提供時間について十分説明を行う必要がある。

○加算の算定要件等を算定する際の利用者数

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等の算定要件を算定する際の**利用者数**は、**当該年度の前年度（4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の平均を用いる**（新規開設又は再開の場合は推定数）。
- 利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数（就労定着支援、自立生活援助は、当該前年度の開所月数）で除して得た数**とする。

平均利用者数 = 前年度の全利用者の延べ数 ÷ 前年度の開所日数（就労定着支援は、前年度の開所月数）

※小数点第2位以下を切り上げ

- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助の平均利用者数の算定の際には、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。
- 前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定されるサービスを実施する事業所は、毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこと。（※4月1日以後速やかに自主点検を行うこと。点検書類は提出不要だが、保管しておくこと。）

※前年度の利用者数の平均値の求め方

算出例

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)÷(B)
4,125	269	15.4

加算の算定に変更があれば体制届等が必要

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数 ＜新規開設又は再開、増員の場合＞

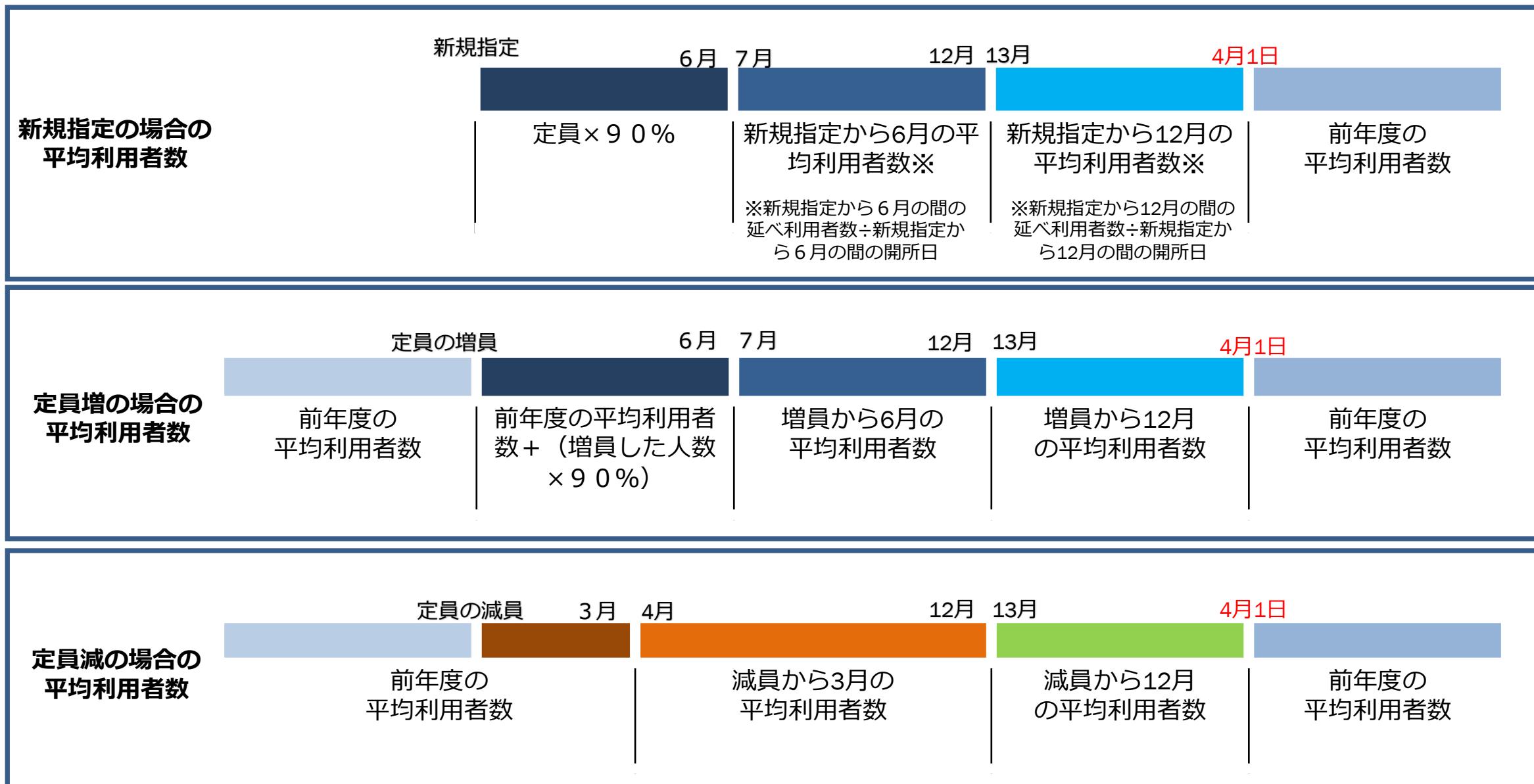
- 新たに事業を開始（再開・増員）した事業者又は施設の利用者数は、便宜上、**新設又は増員から6月までの間は、新設の場合は定員の90%を利用者数とし、増員の場合は増員前の平均利用者数に増員した人数の90%を加えた数を利用者数とする。**新設又は増員の時点から7月以上1年未満の間は、**新設又は増員から6月までの間の利用者の延べ数を当該6月の間の開所日数で除して得た数**とし、新設又は増員の時点から1年以上経過している場合は、**新設又は増員の時点から1年間の利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数**とする。新設又は増員から1年以上経過し、かつ、4月1日を経過した時は、通常どおり前年度の平均利用者数を用いる。
- 自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、**新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、**新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

- 就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労継続支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数 ＜減員の場合＞

- 定員を減らす変更をした事業者又は施設においては、便宜上、減員から3月までの間は、減員前の平均利用者数を利用者数とする。減員の時点から4月以上1年未満の間は、直近の3月における全利用者の延べ数を3月間の開所日数で除して得た数とする。減員の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。減員から1年以上経過し、かつ、4月1日を経過した時は、通常どおり前年度の平均利用者数を用いる。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数



○利用者数の算定に当たっての留意事項②

■ 生活介護の前年度利用者数の算定方法

令和6年度報酬改定により、生活介護の前年度平均利用者数の算定については、サービス提供時間を考慮する。

- サービス提供時間が、5時間以上7時間未満の利用者は0.75人(3/4)とし、
5時間未満の利用者は0.5人(1/2)として平均利用者数を計算する。

(例) 「所要時間5時間以上6時間未満」の利用者が10人、「所要時間7時間以上8時間未満」の利用者が15人いる場合の前年度平均利用者数の求め方は？

「所要時間5時間以上6時間未満」の10名の利用者延べ数に3/4を乗じた数…①

「所要時間7時間以上8時間未満」の30名の利用者延べ数…②

①と②の合計を開所日数で除して得た数が前年度平均利用者数となる。

※生活介護の基本報酬は個別支援計画に定めた支援のための標準的な時間に基づき区分が決まるが、この区分により利用者延べ数に3/4や1/2を乗ずるか、そのまま1人として計算するかを判断する。

※個別支援計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを実施してください。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗じる計算に限る。）を行う度に、小数点以下を「四捨五入」する。つまり、絶えず整数に割合を乗じていく。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(例) 居宅介護（居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で815単位）

- 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% $815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571$ 単位
- 基礎研修課程修了者で深夜の場合 $571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857$ 単位

※ $815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生じる 1円未満（小数点以下）の端数は、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

- 857 単位 $\times 4$ 回 = $3,428$ 単位
- $3,428$ 単位 $\times 11.20$ 円/単位 = $38,393.6$ 円 \rightarrow 38,393 円

○定員規模別単価

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型については、運営規程に定める**利用定員の規模に応じた報酬を算定**する。
- ② ①にかかわらず、**共生型障害福祉サービス事業所**については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の**合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**する。また、**多機能型事業所**（③の適用を受けるものを除く。）**又は複数の昼間実施サービス**（指定障害者支援施設基準第 2 条第 16 号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）**を実施する指定障害者支援施設等**（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの**利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**する。
- ③ 多機能型事業所等のうち**指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所**（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、**当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定**する。

○定員超過に該当する場合の所定単位数①

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

■ 算定される単位数

所定単位数（各種加算前の単位数）の100分の70

※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。

- ### ■ 利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる**定員超過利用**について、原則、一定の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、**指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努める**ものとする。

○定員超過に該当する場合の所定単位数②

■ 定員超過利用減算の具体的取扱い

区分		日中活動サービス及び選択支援	療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援	多機能型事業所等
(-)1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い	ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合	1日の利用者の数が、利用定員に150/100を乗じて得た数を超える場合 ▶ 該当する1日について利用者全員につき減算	1日の利用者の数が、利用定員に110/100を乗じて得た数を超える場合 ▶ 該当する1日について利用者全員につき減算	(-)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。
	イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合	1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125/100を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合 ▶ 該当する1日について利用者全員につき減算	1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105/100を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合 ▶ 該当する1日について利用者全員につき減算	
(二)過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い	直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125/100を乗じて得た数を超える場合 ▶ 該当する1月間について利用者全員につき減算	直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105/100を乗じて得た数を超える場合 ▶ 該当する1月間について利用者全員につき減算		

※利用者の数・・・複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。

※利用定員・・・複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。

※短期入所において定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない。

○定員超過に該当する場合の所定単位数③

■ 利用者の数の算定

次の（１）から（４）までに該当する利用者を除くことができる。また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、**小数点以下を切り上げる。**

- （１） 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- （２） 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者
- （３） 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- （４） 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。**指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討する。**

※指定障害福祉サービス事業所等は、**減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。**

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定①

- 対象となる障害福祉サービス・・・療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

- 算定される単位数

- 1 **生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、就労選択支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人の欠如**

- ア 減算が適用される月から **3月未満の月**・・・所定単位数※の **100分の70**

- イ 減算が適用される月から **連続して3月以上の月**・・・所定単位数※の **100分の50**

- 2 **サービス管理責任者の人員欠如**

- (1) 減算が適用される月から **5月未満の月**・・・所定単位数※の **100分の70**

- (2) 減算が適用される月から **連続して5月以上の月**・・・所定単位数※の **100分の50**

注) 所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数。各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。

注2) 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

注3) 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

- **人員欠如が継続する場合には、従業者の増員や利用定員の見直し、事業の休止等を指導することになります。当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討します。**

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定②

■ 人員欠如減算の具体的取扱い

人員欠如の状態		減算
(一)指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、就労選択支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人	人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合	その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(三)、(四)及び(五)において同じ。)について減算される。
	人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員	ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合 ア 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 イ 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合	その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。
(三)(一)及び(二)以外の人員欠如		その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
(四)常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合		その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
(五)多機能型事業所等であつて、複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合		当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス・・・療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型(基準該当就労継続支援 B 型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 算定される単位数

(一) 減算が適用される月から3月未満の月・・・所定単位数の70/100

(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月・・・所定単位数の50/100

※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数。各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。

■ 具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス・・・自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助
- 算定される単位数・・・**所定単位数の95/100**

※ (一)及び(二)当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数。各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。

■ 具体的取扱い

指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算する。

※利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定する。

ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出する。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1・75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1・4で除して得た期間とする。

※詳細については、留意事項通知等を確認すること。

○情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス・・・全てのサービス

- 算定される単位数

(一) 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）・・・**所定単位数の 10 / 100 に相当する単位数を所定単位数から減算**

(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）・・・**所定単位数の 5 / 100 に相当する単位数を所定単位数から減算**

- 具体的取扱い・・・ 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算

※詳細については、留意事項通知等を確認すること。

○業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス・・・全てのサービス
- 算定される単位数・・・**所定単位数から1%又は3%減算**
 - （1%）生活介護等の通所系サービス、自立生活援助 等
 - （3%）療養介護、共同生活援助や施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害者支援施設が行う昼間実施サービス等
- 指定基準の規定により必要な**業務継続計画（BCP）の策定**及び**業務継続計画に従い必要な措置**を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで減算が適用される。
- 経過措置の終了
「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は当該減算を適用しないという経過措置は**令和7年3月31日で終了した。**

○虐待防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス・・・全てのサービス
- 算定される単位数・・・**所定単位数から1%減算**
- 次の（１）～（３）のいずれかに該当する事実が生じた際に適用する。
 - （１）指定基準に定められた虐待防止委員会を**1年に一回以上**開催していない場合
 - （２）虐待防止研修を定期的に**1年に一回以上**実施していない場合。
 - （３）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。
- **事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、**所定単位数から減算する。
- 具体的には、上記の（１）～（３）のいずれかを満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告する。※これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止に努めること。
- 県は、基準を満たしていない状況が継続する場合には、改善を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合**には、特別な事情がある場合を除き、**指定取消処分等を検討**する。

○その他の減算（主なもの）について

- 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合▶**身体拘束適正化未実施減算**

対象：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型(基準該当就労継続支援 B 型を含む。)、共同生活援助

詳細については、留意事項通知等を確認すること。

○複数の減算事由に該当する場合

- **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定は、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずること**。
- **定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**は、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う。

(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合

→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定

(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合

→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

- 県は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行う。当該**指導に従わない場合には、指定取消処分等**を検討する。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所は、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する**。
国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要!

◆ 人員配置体制加算 (生活介護)

◆ 就労移行支援体制加算 (生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)

◆ 夜勤職員配置体制加算 (施設入所支援)

◆ 賃金向上達成指導員配置加算 (就労継続支援A型)

◆ 常勤看護職員等配置加算 (生活介護)

◆ 重度者支援体制加算 (就労継続支援A型・B型)

◆ 目標工賃達成指導員配置加算 (就労継続支援B型)

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

- 本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

- 本体報酬

定員 $20 + 10 = 30$ 人で、定員区分21人以上40人以下の区分を適用。

- 目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、当該加算については20人以下の区分を適用。

○関係告示、通知

■報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

■留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

Ⅱ 令和8年度報酬改定

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

Ⅲ 運営指導における主な指導事項等

1 はじめに

運営指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的実施してください。

(参考資料) 「運営指導における主眼事項及び着眼点」

県指導監査課ホームページ掲載場所 URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

「障害福祉サービス事業者のページ」 → 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」 → 「運営指導における主眼事項及び着眼点(障害福祉サービス事業等)」

- ◇ 運営指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還(過誤調整)を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業員一人一人が意識して事業運営を行ってください。

2 主な指導事項

- これまでの運営指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、指摘事例は少なくとも極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 運営指導等において同様の指摘を受けることがないよう、指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善してください。

(1) 一般原則に関すること

① 人権の擁護等

【主な指摘事項】

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じていなかった。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していなかった。
- ・虐待防止のための研修を行った際の記録が不十分であった。

- ☞利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずること。
- ☞虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催しなくてはならない。その検討結果について従業者に周知徹底を図る際や研修を行った際には、適切に記録を残すこと。

(2) 人員基準に関すること

① 従業者の員数

【主な指摘事項】

- ・定員増を行った際に人員配置見直しを行っていなかった。
- ・勤務形態一覧表が毎月作成されていない。
- ・「主たる事業所」及び「従たる事業所」において、それぞれ常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていない。
- ・勤務のため、各種研修に従業員の参加ができない等、研修の機会の確保がされていない。

- ☞ 定員の増減を行った場合には人員配置見直しを行った上で必要な員数を確保すること。また、届出書(人員配置見直しに係る自主点検表兼申出書)を提出すること。
- ☞ 勤務形態一覧表は毎月作成すること。
- ☞ 「主たる事業所」及び「従たる事業所」において、それぞれ常勤かつ専従の従業者を1人以上確保すること。
- ☞ 事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。

② 定員の順守

【主な指摘事項】

利用定員を超過してサービス提供を行っている日が見受けられた。

- ☞ 災害等その他やむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。

(3) 運営基準に関すること

① 契約支給量の報告等

【主な指摘事項】

利用契約が成立した時、及びサービス提供を終了した時に、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に報告していない。

☞ 利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。

② 内容及び手続きの説明及び同意

【主な指摘事項】

重要事項説明書に必要な記載がない、実態と異なっている又は内容に誤りがある。

例) 第三者評価(実施の有無、実施年月日、実施評価機関名称及び評価結果の開示状況)、サービスの提供により利用者が支払うべき額に関する事項(訓練等給付費、加算に係る料金表)、苦情解決の体制及び手順の記載がない。従業員の配置状況、協力医療機関の情報等に記載誤りがある。重要事項説明書の記載が運営規程と異なっている。算定できない加算に係る額が記されていた。

☞ 重要事項説明書を正しい内容に修正すること。

☞ 重要事項説明書に漏れがあることが分かった場合は、サービスを選択するために必要な重要事項として、必要事項(料金表、第三者評価の有無等)を、利用申込者に文書を交付して適切に説明すること。

☞ 重要事項説明書の記載と運営規程の整合が図られるよう適切に見直しを行うこと。

③ サービス提供の記録

【主な指摘事項】

- ・サービス提供実績記録票について、利用者の確認が漏れている日があった。
- ・サービス提供記録に対する利用者からの確認を月末等にまとめて行っていた。

☞ サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないものであり、サービス提供の都度、記録をとり、それに対して利用者からの確認を受けること。

④ 給付費等の額に係る通知等

【主な指摘事項】

- ・利用者負担額が発生しない場合に、利用者に対しその額を通知していなかった。
- ・法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給され、利用者に対しその額を通知する際に、明細書を添付する等その内訳がわかるようにしていなかった。

☞ 法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者負担額が発生しない場合でも、利用者に対しその額を通知すること。

☞ 法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給され、利用者に対しその額を通知する際は、明細書を添付する等その内訳がわかるようにすること。

⑤個別支援計画の作成

【主な指摘事項】

- ・サービス提供に当たって、個別支援計画の説明及び交付より前にサービス提供が行われていた。
- ・モニタリング結果を指定特定相談支援事業者に交付していなかった。
- ・個別支援計画の原案及び個別支援計画作成に係る会議を開催した記録が不十分である又は議事録がない。
- ・アセスメント(適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握をすること。)を実施したとのことであったが、その記録が確認できない事例があった。
- ・アセスメントについて、当該事業所のサービス管理責任者以外の者が行っている記録が確認された。
- ・個別支援会議に利用者の参加がなかった。

☞ サービス提供に当たって、個別支援計画の内容を説明し交付したうえで、個別支援計画に基づきサービス提供を行うこと。

☞ モニタリングの結果について指定特定相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるため、モニタリング結果を指定特定相談支援事業者に交付すること。

☞ サービス提供責任者は、個別支援計画の原案を作成した際の記録及び個別支援計画作成に係る会議を開催した記録を残すこと。

☞ アセスメントの記録は適切に保管しておくこと。

☞ アセスメントは当該事業所のサービス管理責任者が行うこと。

☞ 個別支援会議は、当該利用者の病状により会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合を除き、利用者が同席した上で行わなければならない。

⑤個別支援計画の作成

【主な指摘事項】

- ・担当者会議を個別支援計画の原案を作成する前に開催している
- ・個別支援計画の本人の意向、総合的な支援方針、目標など計画の内容が長期間見直されていない。
- ・担当者会議に相談支援事業所が参加した際の記録がない。

☞ アセスメントやモニタリングにおいて利用者の意向を十分に確認し、計画に反映させること。

☞ アセスメント等に基づき個別支援計画の原案を作成した後、相談支援事業所等と連携し、利用者及び当該利用者のサービス提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めること。また、内容について漏れなく記録に残すこと。

★体験的入居に係る個別支援計画の作成(共同生活援助)

【主な指摘事項】

体験的入居について、個別支援計画が作成されていない。

☞ 体験的入居について、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を個別支援計画に位置付けて体験的な入居を行う場合に、1日につき所定単位数を算定できる。個別支援計画が作成されていない場合は、個別支援計画未作成減算を適用すること。

⑥秘密保持

【主な指摘事項】

- ・利用者又はその家族と、利用者又はその家族に関する情報を他の事業所等に提供することに同意する文書を作成していない。
- ・従業者から秘密保持に関する誓約書を徴していなかった。
- ・従業者と雇用契約時に退職後も秘密の保持が必要である旨の取り決めを行う等の措置を講じていなかった。

- ☞ 利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。
- ☞ 正当な理由なく業務上知り得た利用者又は家族の秘密を退職後も含め漏らすことのないよう、誓約書を徴する等必要な措置を講じること。

⑦情報の提供等

【主な指摘事項】

障害福祉サービス等情報公表システムに事業所情報を登録していなかった。

- ☞ 障害福祉サービス等情報公表システムに、事業所情報を登録し公表すること。また、年一回の更新についても忘れずをお願いします。

⑧運営規程

【主な指摘事項】

- ・運営規程の記載が重要事項説明書やサービス提供の実態と整合していない。
- ・運営規程に記載の「従業員の職種、員数」が実態と異なっていた。
- ・運営規程について、虐待防止に関する事項の内容が不十分である。
- ・「事故発生時の対応」について、連絡先に県がない。

☞ 運営規程に必要な事項を盛り込み、重要事項説明書やサービス提供の実態と適合させること。

☞ 運営規程に「虐待防止に関する事項」について次の㊦～㊯の事項を漏れなく記載すること。

㊦虐待の防止に関する担当者（『責任者』ではなく『担当者』）の選定、㊧成年後見制度の利用支援、㊨苦情解決体制の整備、㊩従業員に対する虐待の防止を啓発するための研修の実施（研修方法や研修計画など）、
㊰虐待防止委員会の設置

☞ 「事故発生時の対応」について、連絡先に県を追加すること。

☞ 運営規程を修正した時は、変更後10日以内に届け出ること。

⑨勤務形態の確保

【主な指摘事項】

- ・勤務予定表について、実態と異なる勤務予定時間を従業者へ示していた。
- ・従業者の正確な勤務時間の把握がなされていない事例がある。
- ・生活介護事業の運営について、同法人が運営する共同生活援助事業のサービスとの区分が明確になさわれていなかった。
- ・世話人及び生活支援員との契約を「業務委託契約書」として契約していた（※日中サービス支援型共同生活援助）。

- ☞ 実態に即した勤務時間を予定表へ記載すること。
- ☞ 従業者の日々の勤務時間については、正確な出退勤の時刻が確認できるよう必要な措置を講じること。
- ☞ 人員配置基準を満たした従業者の勤務体制を生活介護事業と共同生活援助事業とを区分してあらかじめ定めておくとともに、全従業者に周知し、勤務にあたらせること。また、勤務実績もそれぞれのサービスごとに区分して記録すること。
- ☞ 障害福祉サービスを提供する際は、当該事業所の従業者によることとされているため、当該世話人として従業者と契約を締結する際は、基準及び関係法令を遵守した形で行うこと。（外部サービス利用型共同生活援助を除く。）

⑩事故発生時の対応

【主な指摘事項】

事故対応マニュアルが整備されていない等、サービスの提供により事故が発生した場合に県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うことや、従業者等が必要な措置を講ずる体制が取れていない。

☞ サービスの提供により事故が発生した場合は県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる必要があるため、事故発生時の対応について事故対応マニュアルを整備する等、必要な措置を講ずること。

※ヒヤリハットについても記録し、再発防止に向け必要な措置を講じるよう努めてください。

⑪非常災害対応

【主な指摘事項】

非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する必要があるが、これらの整備が不十分であることが認められた。

☞ 非常災害時の関係機関への連絡体制を整備して従業者へ周知するとともに、通報連絡先一覧を作成し、事務室に掲示して非常災害時に備えること。

⑫業務継続計画

【主な指摘事項】

- ・非常災害の業務継続計画は作成しているが、感染症に関するものは未作成だった。
- ・従業者に対する業務継続計画についての周知徹底、必要な研修及び訓練の定期的な実施をしていなかった。
- ・研修及び訓練について記録を残していなかった。
- ・業務継続計画(BCP)について、修正が必要な箇所(非常時の連絡先)が見受けられた。

☞ 感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

☞ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に【障害者支援施設は年2回以上、それ以外は年1回以上】実施すること。また、実施した際は、適切に記録を残すこと。

☞ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

☞ 業務継続計画が策定されていなかった場合、事実が生じた時点から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

⑬衛生管理

【主な指摘事項】

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されてない。または、必要な頻度で開催されていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。または、指針の内容が不十分である。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について、従業者に対する研修及び訓練を定期的実施していなかった。
- ・従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的実施しているが、欠席者等への周知の記録が無かった。

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(おおむね3か月に1回以上)に開催し、適正に記録を整備し保管するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、研修及び訓練を定期的(それぞれ年2回以上)実施するとともに、その記録を残すこと。

☞ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

☞ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を実施した際には、欠席者等への周知の記録を残すこと。

⑭ 身体拘束等の禁止

【主な指摘事項】

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない又は定期的に開催していない。
- ・委員会に身体拘束事例を報告していたが、事例分析、適正性の検証、廃止に向けた方策について検討されていなかった。
- ・身体拘束を行った場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の一部の内容が不足している事例があった。
(例:「三要件を満たされたため」との記載のみで、三要件を満たしていることについて、個別具体的な記録が不十分)。
- ・虐待防止のための指針が身体拘束等の適正化のための指針を兼ねている場合に、身体拘束等の適正化のための指針として記載しなければならない内容の記載がない。
- ・身体拘束等の適正化のための研修の記録が不十分。

☞ 次の措置を講じ、適切に記録を残すこと。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な(年1回以上)開催。委員会では、身体拘束の発生状況に加え、発生状況の分析、発生原因、結果等を取りまとめ、該当事例の適正性と廃止に向けた方策(拘束を減らすための取組を含む)を検討する。さらに、廃止に向けた方策を講じた後に、その効果を検証する。

② 委員会の検討結果を従業者に周知徹底

③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

④ 従業者に対する研修の実施

☞ 身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性3つの要件を満たしていることが確認できるように記載)等必要な事項を記録する。

⑮緊急時の対応

【主な指摘事項】

- ・利用者に病状の急変が生じた場合等に従業員が必要な措置を講じるための緊急時対応マニュアルが整備されていなかった。
- ・緊急事態対応マニュアル等が作成されておらず、あらかじめ職員に事故発生時の対応が十分に周知されていない。

- ☞ サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じなければならない。
- ☞ 全ての従業員が緊急時に適切に対応できるよう、緊急時対応について、従業員への周知徹底を図ること。

⑯ハラスメントの防止

【主な指摘事項】

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化していなかった。

- ☞ ハラスメントを防止するための方針を定めるなどした上で、ハラスメントの防止に努めること。

⑰預り金

【主な指摘事項】

- ・利用者からの預り金の管理規程を定めているが、利用者からの出金依頼時の手続きにおいて、当該規程に定められた手順が遵守されていない。
- ・小口現金の出納責任者と出納担当者が選定されていない。

☞利用者からの預り金の管理規程を定めているが、利用者からの出金依頼時の手続きにおいて、当該規程に定められた手順が遵守されていない。今後は規程に沿った適正な手続きを徹底すること。

☞小口現金についても出納責任者と出納担当者を選定し、事業所内で、常に複数の者により管理が行われる体制を定め、たうえで出納事務を行うこと。

⑱掲示

【主な指摘事項】

- ・運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示又は閲覧させていないことが確認された。
- ・利用者又は利用希望者が見やすい場所に運営規程及び利用申込者のサービスの選択に資する重要事項説明書の掲示又はファイルの備え置きを行っていない。

☞事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示、又は、これらの事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させること。

⑱利用者負担額の受領

【主な指摘事項】

- ・指定共同生活援助において「食材料費」、「光熱水費」、「日用品費」について、直近月の収支は概ね均衡していたが、収支の管理状況の記録が確認できなかった。
- ・利用者から受け取った食材料費、日用品費、光熱水費などが精算されていない。
- ・施設管理費や共益費といった介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用が徴収されていた。
- ・(生活介護、短期入所)昼食代を利用者から徴収しているが、その旨の説明が不十分であった。また、昼食代を利用者に提供する書面(重要事項説明書等)に明記していなかった。

☞各費目の収支を集計した管理状況の記録を作成すること。また、残額が生じた場合は、利用者に返金すること。収支について利用者から求められた場合に適切に説明が行えるようにしておくこと。

☞利用者から受け取ることが認められる費用は、便宜に要する費用(食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他日常生活費(個人用の日用品費や教養娯楽費等))とされている。その他日常生活費は、町内会費等といった具体的な名称により実費相当のみ請求すること。

☞利用者から昼食代を請求する場合は、昼食代及び請求方法を明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、書面によりその同意を得ること。

(4) 報酬に係る算定基準に関すること

◇報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示(事業者ハンドブック等)をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。

◇要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

①医療連携体制加算

【主な指摘事項】

- ・当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告していなかった。
- ・(共同生活援助)医療連携体制加算(VII)について、重度化した場合の対応方法に係る指針を定め、入居の際に入居者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し同意を得る必要があるが、同意書の内容に不備があった。

☞定期的に主治医へ報告し、個別支援計画等の見直しを行うこと

☞(共同生活援助)医療連携体制加算(VII)の加算を算定する場合は入居の際に入居者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、適切な内容で同意を得ること。

②栄養マネジメント加算 障害者支援施設

【主な指摘事項】

栄養マネジメント加算について、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成したことが分かるような記録がなかった。

☞ 栄養マネジメント加算について、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成したことが分かるように記録を残すこと。

③帰宅時支援加算 共同生活援助、宿泊型自立訓練

【主な指摘事項】

帰宅時支援加算の算定にあたっては、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握しているが、その内容の記録が不十分だった。

☞ 帰宅時支援加算の算定にあたっては、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握してした際には、その内容を記録すること。

④欠席時対応加算

【主な指摘事項】

- ・前々日より前に欠席することが分かっていた場合に算定している事案があった。
- ・相談援助の記録が不十分な日があった。(例:連絡を受けた日時、次回利用予定日、利用者の状況等の記載が漏れていた。他の利用者と欠席理由や相談援助の内容が全く同じだった。)
- ・多機能型事業所において、生活介護の利用者に就労継続支援B型の従業者が、就労継続支援B型の利用者に生活介護の従業者が相談援助を行っている事案があった。
- ・1回の連絡で利用日複数日分の加算を算定している事案があった。

☞ 前々日、前日又は当日に欠席の連絡があった場合が対象となるため、3日以上前に連絡があった場合は算定できない。

☞ 欠席時対応加算について、欠席連絡を受けた記録、欠席理由、本人の状況、次回利用予定日、利用者又はその家族等との相談支援や連絡調整の内容について、実際に聞き取った内容を詳細に記録に残しておくこと。

☞ 当該利用者が利用しているサービスの従業者が相談援助を行うこと。

☞ 1回の相談援助につき、利用日1日分の加算の算定となる。

⑤重度障害者支援加算(Ⅱ)

【主な指摘事項】

(生活介護、障害者支援施設)配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修修了者であることが要件とされているが、必要な強度行動障害支援者養成研修修了者が配置されていなかった。

(生活介護、障害者支援施設、共同生活援助)行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等の作成がなかった。また、支援計画シート等が作成されていても、3月に1回程度の見直しがされていなかった。

(短期入所)重度障害者支援加算(Ⅱ)の上乗せ分を算定しているが、支援計画シート等を作成していない。

☞ 必要な強度行動障害支援者養成研修修了者を配置すること。また、職員配置に変更があった場合は、変更の届出を行うこと。

☞ (生活介護、障害者支援施設、共同生活援助)重度障害者支援加算(Ⅱ)は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成することが要件となるため、支援計画シート等を作成すること。また、変更がない場合も3月に1回程度の見直しを行ったことがわかるようにしておくこと。

☞ (短期入所)重度障害者支援加算(Ⅱ)は、中核的人材養成研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った場合に上乗せ分を算定すること。

⑥常勤看護職員等配置加算

【主な指摘事項】

医療行為を必要とする状態である利用者がいない日にも常勤看護職員等配置加算を算定していた。

☞ 常勤看護職員等配置加算は、看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして知事に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める医療行為を必要とする状態である利用者に対して支援を行った場合に算定できる。

⑦初期加算及び入所時特別支援加算

【主な指摘事項】

(障害者支援施設が実施する障害福祉サービス)初期加算及び入所時特別支援加算について、過去3月間に当該指定障害者支援施設等を利用した利用者が、入院後に、再度利用を開始した場合に算定していた。

☞ 初期加算及び入所時特別支援加算について、過去3月間に当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定すること。

⑧送迎加算

【主な指摘事項】

- ・利用者に送迎を行った際の記録について、送迎実績とサービス提供実績記録で一部齟齬がある。
- ・居宅以外の送迎について、口頭での合意は取れているとのことだったが、書面で合意をとっていなかった。
- ・送迎加算(Ⅱ)は当該月において、週3回以上の送迎を実施した場合に算定が可能であるが、要件を満たしていない月に算定している事案があった。
- ・「1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用」の要件を満たしていない月に、送迎加算(Ⅰ)を算定している。

- ☞ 利用者に送迎を行った際は適切に記録を残すこと。
- ☞ 送迎加算については、居宅以外であっても送迎の対象となるが、事前に利用者と合意を取ることとなっている。書面で合意を取ることが望ましいので、書面で合意をとること。
- ☞ 送迎加算(Ⅱ)は当該月において週3回以上の送迎を実施した場合に算定すること。
- ☞ 送迎加算(Ⅰ)は、当該月において、「1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用」及び「週3回以上の送迎を実施」のいずれにも該当する場合に算定すること。

⑨食事提供体制加算

【主な指摘事項】

- ・利用者ごとの体重又はBMIの半年に1回の記録がなかった。また、利用者ごとの摂取量の記録がなかった。
- ・令和7年4月から委託先が変更となっていたが、その旨の届出がされていない事実が確認された。

☞利用者ごとの体重又はBMIをおおむね半年に1回記録すること。ただし利用者自身の意向により体重を知られたくない場合は、体重またはBMIの記録は不要となるが、個人支援記録等に意向の確認を行った旨を記録すること。なお、体重など個人情報の管理は徹底すること。また、利用者ごとの摂取量を記録すること。

☞委託先に変更があった場合には、速やかに届出を提出すること。

⑩福祉専門職員配置等加算

【主な指摘事項】

- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について、常勤の有資格者が配置されていなかった。
- ・常勤の生活支援員等の変更があった場合に変更の届出が提出されていなかった。

☞福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。また、常勤の生活支援員等に変更があった場合は届け出ること。

⑪夜間支援等体制加算

【主な指摘事項】

(共同生活援助)夜間支援対象利用者数の変更があった際に、届出を提出していなかった。

☞夜間支援等体制加算(Ⅱ)について、夜間支援対象利用者数の変更があった場合は届出を提出すること。なお、夜間支援対象利用者数は、前年度の平均を用いること。

⑫療養食加算 施設入所支援

【主な指摘事項】

療養食加算について、貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であることとされているが、その要件を満たしていなかった。

☞6月ごとに主治医から食事箋の交付を受ける際に、貧血食の対象となる入所者については、血中ヘモグロビン濃度を確認し、要件を満たしている場合に限り療養食加算を算定すること。

(5) その他

① 変更届

【主な指摘事項】

- ・代表者に変更があったが届け出がなされていなかった。
- ・運営規程の内容に変更があったが、10日以内にその旨の届出を提出していなかった。

☞ 代表者に変更があった場合や運営規程の内容に変更があった場合は、10日以内にその旨の届出を提出すること。

② 施設設備

【主な指摘事項】

指定生活介護事業所と併設の日中一時支援事業所で設備を共用しており、かつ同一時間帯に指定生活介護と日中一時支援を提供していることから、両方の利用者が混在している状態であった。

☞ 設備について、利用者が混在しないよう、指定障害福祉サービスとそれ以外とで使用する区画を分ける等工夫すること。（生活介護の従業員は、日中一時支援の利用者にサービスを行うことはできない。）

IV 障害者の意思決定支援について

○指定障害福祉サービス事業者等の責務①

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

・障害者の人格を尊重し、障害者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

事例

グループホームにおいて、

利用者が結婚や同居を望んだ際に、事業者が不妊処置を提案した。

➡ 支援が必要な利用者にとって、事実上、選択肢がないこともあり得る。

➡ 利用者本人の意思に反し、強制的に行われたかが問題となっている。

○指定障害福祉サービス事業者等の責務

障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、事業者は、その意思決定を丁寧に支えなければなりません。

 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容をもう一度確認してください。



意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取まとめたもの事業者は、**ガイドラインの内容を踏まえ、意思決定支援に関して、創意工夫と質の向上に努めなければなりません。**

○結婚、出産、子育ても本人が決めることです。

障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはなりません。

本人の希望の実現に向けて、相談支援事業者等ほかの障害福祉サービス事業者、市町村や児童相談所等の相談窓口に障害者本人がつながり、必要な支援が確実に受けられるようにするなど、**適切な支援に努めてください。**

資料

- **障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について・・・厚生労働省HP**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/other/index_00002.html

- **地域連携推進会議について・・・厚生労働省HP**

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

「地域連携推進会議の手引き」

「地域連携推進会議の手引き（別冊「資料編」）」

「（会議構成員向け）地域連携推進会議参加依頼文例（フォーマット）」

障発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

I. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながらか、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができてきているかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

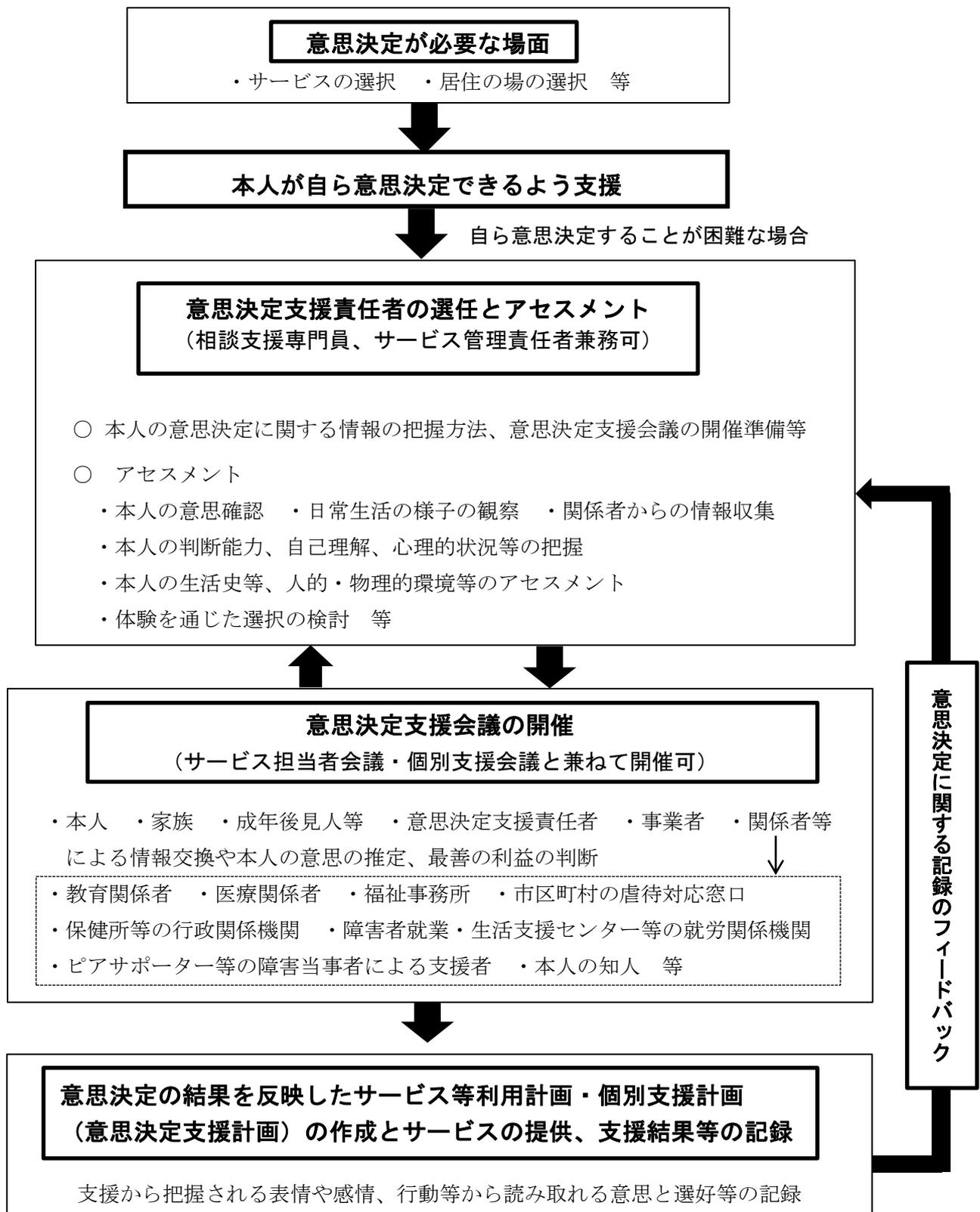
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができるといふ意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまふことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設の環境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	
<p><これまでの生活史></p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であつた饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえるとうれしそうに表現を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わるのが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動に集まったり、運動会などで大きな音がる場面などでは少しいらする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組む姿や、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけられることもありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出掛けをしたいという気持ちに答えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD G[祖母] --- F[父] M[母] --- F F --- S[姉] F --- A[Aさん] style G stroke-dasharray: 5 5 </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>	
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。 ○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。 ○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。 <p>(学校の教員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○友だちと関わることは好きだった。 ○静かな音楽を好んで聴いていた。 ○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。 ○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。 <p>(移動支援ヘルパー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。 ○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまう。 	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きなようだ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きなようだ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいようだ。 ・友だちと関わることは好きなようだ。 ・静かな音楽を好むようだ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きなようだ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまうようだ。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしいようだ。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なようだ。

(参考) Aさんの意思決定支援のためのアセスメント表

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名

A

作成年月日

年

月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい 絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけられる。(6ヶ月)
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)

□支援目標及び支援計画等

推定される本人の意思	支援内容	具体的取組 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先 順位
かわいがってくれる祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好き。 作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしい	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りを行い、できたお菓子を配り、人から喜ばれる機会をつくる。	・Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動に参加する ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	-
静かな音楽を聞いたり、紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。	・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する ・部屋に鈴かな音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	-
友だちと関わることが好き。 森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしい。	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。	・事業所近くの森林公園内を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	-

□支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)	
活動がAさんの意思を反映しているか、検討するとともに、支援開始後の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	意思決定支援会議を開き、生活介護利用後のAさんの様子について関係者で情報交換し、共有するとともに、Aさんの意思の推定を進め、活動内容を見直す。	・生活介護事業所や自宅、移動支援事業利用中等におけるAさんの様子を記録に基づき共有する。 ・共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。	・Aさんと家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援専門員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責任者)	生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者	-

平成

年

月

日

利用者名

A

印

サービス管理責任者(意思決定支援責任者)

B

印

(参考) Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？</p>	
<p><これまでの生活史></p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができないうきにはよくパニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少しづつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>	
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>	
<p style="text-align: center;"><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選べる。(入所施設職員)</p>	<p style="text-align: center;"><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないかと。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないかと。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないかと。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

(参考)意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向	慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。
総合的な援助の方針	グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1	今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないのではないかと思う一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたいという思いもあるのではないか。グループホームの生活を実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を経験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を経験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中での本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								

平成 年 月 日 利用者名 B 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) D 印